

⑤ 特別支援教育

すべての学校・幼稚園に特別支援教育コーディネーターを位置づけ、校内外研修、専門家による巡回相談及び支援会議を行っています。また、特別支援教育支援員（教員免許所有者）や特別支援教育支援補助員を必要に応じて配置し、校内支援体制の充実を図っています。さらに、特別支援教育専門員による巡回相談を実施し、各校園の実態や要望に応じた研修を実施しています。これらのことから、特別支援学級において一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援が充実し、通常の学級においても特別な支援が必要な子どもに対して教科学習の支援、情緒の安定、行事などの集団活動への参加等で効果が得られています。

近年、特別な教育的ニーズのある児童生徒の増加により、市内の特別支援学級の数も増加しています。特に自閉症・情緒障がい特別支援学級は著しく増加しています。また、通常の学級に在籍する特別な教育的ニーズのある子どもも増加しています。一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援をいっそう充実させるために、校内支援体制の確立、医療福祉機関等との効果的な連携、特別支援教育支援員等の配置の拡大とともに、教職員の専門性のいっそうの向上を図る必要があります。

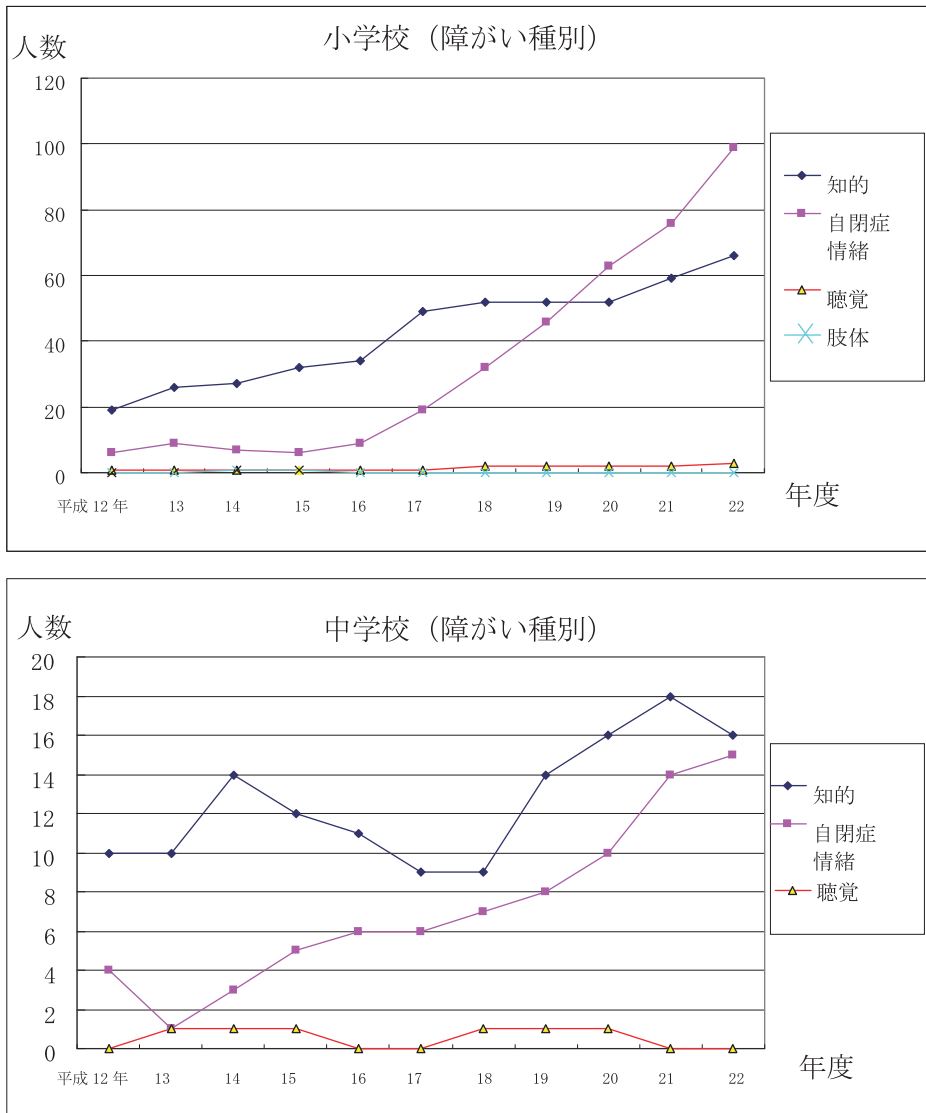


図13 特別支援学級の在籍者数

## ⑥ 国際理解教育

平成23年度から全面実施される小学校学習指導要領では、5、6学年で年間35時間の外国語活動が必修となっています。本市ではすでに平成18年度から、すべての小学校において中・高学年20時間、低学年10時間をあてて英語活動を実施してきましたが、新学習指導要領への移行措置が始まった平成21年度から、高学年は年間35時間、中学年は年間20時間、低学年は年間10時間をあて、本市独自のレッスンプランを用いて実施しています。外国語活動、英語教育の充実のため、外国語指導助手（ALT）を、主として小学校に6人、主として中学校に3人、合計9人を配置し、英語の正しい発音や自然なイントネーションに慣れることに役立てています。

また、平成3年度から、中学生を毎年十数名ずつ海外ホームステイに派遣しています。平成13年度まではカナダ、平成14年度からはオーストラリアでホームステイを行っています。参加した生徒にとっては、以後の英語学習の動機付けになるだけではなく、自分自身を見つめ、視野を広げるよい機会になり、将来の生き方にも大きな影響を与えるものとなっています。

さらに、日本語指導等が必要な外国人児童生徒への学習支援を担当する教員を総社中央小学校、神在小学校、常盤小学校、総社西中学校に配置して、それぞれの学校に在籍する外国人児童生徒に日本語指導を行っています。特に、常盤小学校では、総合的な学習の時間を利用してブラジルの文化や言葉を学習するなどして、多文化理解に努めています。

今後、本市独自のレッスンプランについて、小学校外国語教育研究委員会等で内容の検討をし、文部科学省作成の「英語ノート」の活用も考慮しながら、より実態に即したものに改善していくとともに、日本人の担任とALTのティームティーチングの方法を見直し、より効果的な指導法を研究する必要があります。また、日本語指導が必要な外国人児童生徒への学習支援をいっそう充実させていく必要があります。



写真8 小学校での外国語活動

## ⑦ 幼稚園教育

各幼稚園は小学校との連携を進めています。子どもたちの交流としては幼稚園・保育園に在籍する子どもたちが入学予定の小学校に行く「一日体験入学」、幼稚園児と小学生の交流会など、教員の連携としては小学校教員による入学予定者の観察、「一日体験入学」の日の情報交換会、入学前後の情報交換、その他随時の情報交換を行っていますが、小学校への滑らかな接続のためのいっそうの取組が必要です。

市内には公立保育所（園）が3園、私立保育園が9園ありますが、幼稚園と保育所（園）との連携は十分にできているとは言えません。今後、内容や方法を工夫しながら連携を進め、就学前教育の充実を図る必要があります。

また、各幼稚園では、子育て支援を充実するよう取り組んでおり、未就園児のための園庭開放、未就園児が幼稚園児と一緒に遊ぶ「ふれあい広場」などを行うとともに、参観日、学級懇談や降園時などの機会をとらえて、保護者の子育ての不安や悩みの相談を受けたり、一緒に考えたりしています。今後も、地域の幼児教育センターとしての役割も果たしていく必要があります。

さらに、教育活動としての預かり保育の試行を、平成22年に山手幼稚園、総社北幼稚園で実施しています。預かり保育試行により明らかになった課題や地域のニーズ等を把握しながら、順次実施可能な園について整備していく必要があります。

これらの課題への取組に当たり、幼稚園の教員構成の改善を進めるとともに、幼保一体化に向けた国の動向を注視しながら本市の幼稚園教育の方向性を検討することが大切です。



写真9 幼稚園での保育の様子



写真10 「ふれあい広場」の様子

⑧ 開かれた学校づくり

学校が、保護者や地域住民との連携・協力を通して、いっそう開かれた学校づくりを推進することにより、学校の教育内容の改善・充実を図っていくことが大切です。このため、各学校は、学校運営に保護者や地域住民の参画を求め、意見交換を行う場を設けて、地域全体が学校を支援する体制をつくるため学校評議員を置いています。本市では、平成14年度から学校評議員を設置しており、平成21年度までにはすべての幼稚園、小・中学校で学校評議員会を設置し、年間3回の学校評議員会を開催しています。

今後は、学校支援ボランティア「雪舟スクールサポーター」制度（17ページ参照）のさらなる活用など、地域全体で多様な学校支援活動を推進することを通して、教育活動の充実や地域社会の教育力の向上を図ることが必要です。

また、教育活動その他の学校運営について組織的・継続的な改善を図ること、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校、家庭、地域の連携協力による学校づくりを進めることなどを目的とした学校評価（※17）にも取り組み、すべての学校園で自己評価、学校関係者評価を実施しています。平成20、21年度、学校評価に関する研究指定校となった4小・中学校の教職員に対するアンケート調査の結果、学校評価の実施により、職務に対する意欲、組織の一員としての意識、課題・問題意識、自校の強みや弱みの認識、学校と保護者・地域との信頼関係の強化の項目について肯定的回答が上がりました。逆に、学校改善の促進については肯定的回答が下がっており、学校評価が学校改善（より良い学校づくり）を促進させているという強い実感が得られていないことがうかがえました。

今後、学校改善を促進するという教職員の意識が向上するような学校評価の取組が必要となっています。

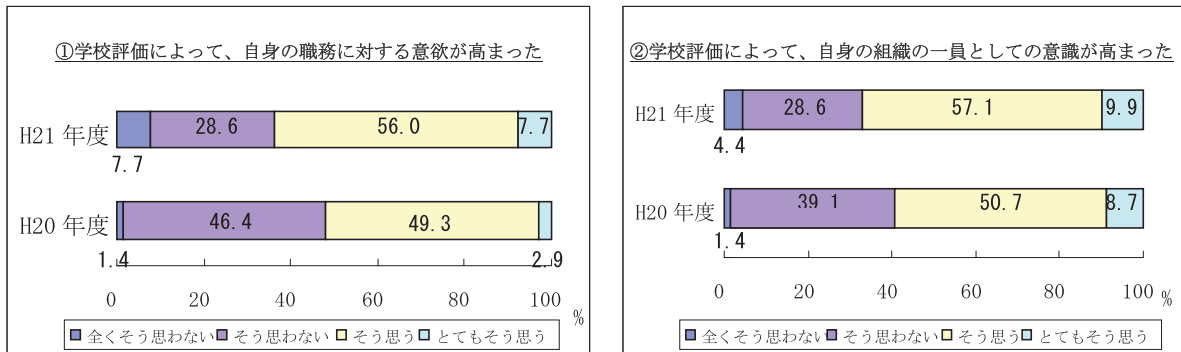


図14 学校評価に関するアンケート結果

(次ページに続く)

※17 学校評価 平成19年に改正された学校教育法に基づき各学校で実施している。学校評価には「自己評価」と「学校関係者評価」があり、前者は実施と結果の公表が義務付けられ、後者は努力義務とされている。総社市においては、すべての学校・幼稚園で自己評価と学校関係者評価の実施と結果の公表を行うこととしている。なお、学校関係者評価とは、保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会が、学校の自己評価結果について評価するもの

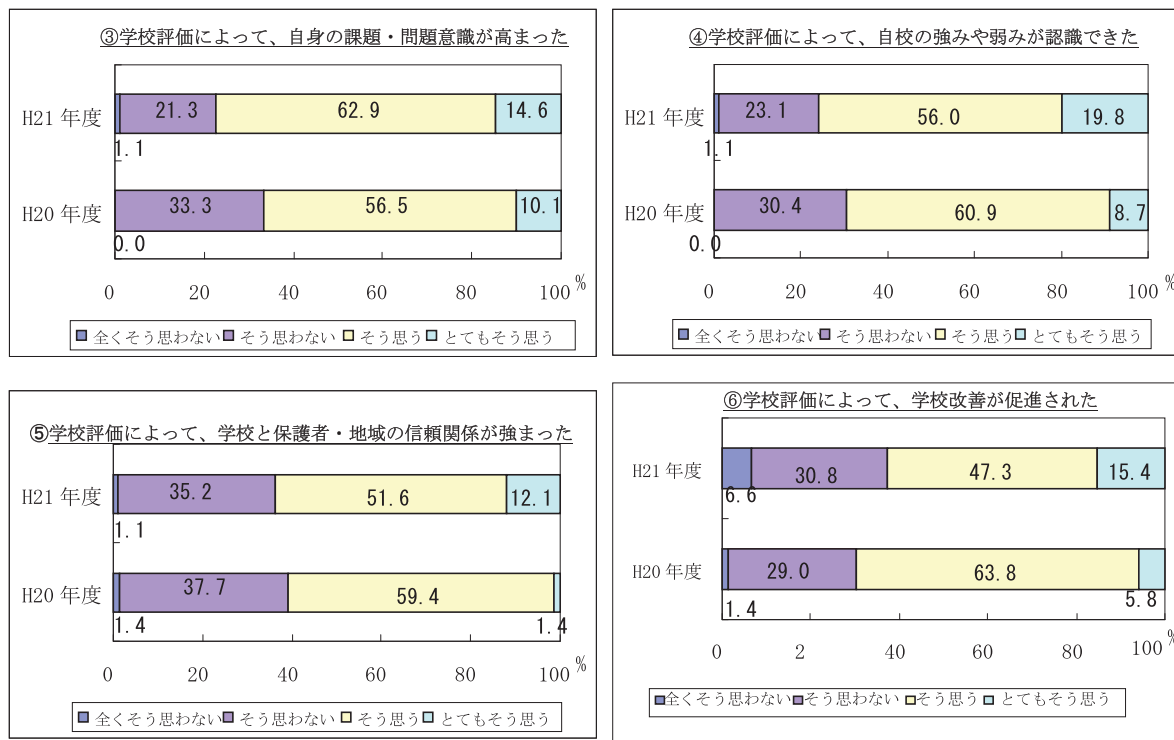


図 14 学校評価に関するアンケート結果（前ページから）